

## 【説明 2】

### ○牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて

説明者：厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課 温井 健司

ただいまご紹介いただきました、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の温井と申します。私からは、BSE対策の見直しということで、食品安全委員会の評価をもとにした管理措置について話をしたいと思います。

本日は、まずBSE対策の概要として全般的な話をして、なぜBSE対策を再評価するに至ったのか、その経緯についてお話しします。そして、健康影響評価を踏まえた対応として、国内措置と輸入措置の両方の見直しを行っておりますので、その両方をご説明します。

まず、対策の概要になります。先ほど食品安全委員会の山本課長からもお話がありましたが、復習ということでお話をさせていただきます。

主にBSE対策は、農林水産省サイドで行っている対策と厚生労働省サイドで行っている対策の2つです。

この中で一番大事なのが、肉骨粉を禁止する飼料規制で、世界的に行われています。異常プリオンたん白質が循環するのを絶つということです。また、農林水産省サイドで行っているのは死亡牛の検査で、農場段階で死亡した牛についてBSE検査を行い、BSEに感染しているかどうかの確認をしています。

そして、厚生労働省サイドで行っているのは、農場からと畜場に牛が入り、と畜、解体するわけですけれども、その時に行われているのがSRM、特定危険部位の除去です。また、BSEスクリーニング検査キットという簡易検査キットを使ってBSE検査を実施しています。今回見直したのが、厚生労働省で行っているSRM除去の範囲について、全月齢であったものから月齢条件をつけて限定したこと、そしてBSE検査の対象月齢を引き上げたことです。誤解のないように付け加えますと、BSE簡易キットを用いた検査についてのみ対象月齢を引き上げたのであって、と畜検査を何もしなくなるということではありません。牛がと畜場においてと畜されるとき、と畜検査員はと畜検査を必ず行います。

対策の経緯については、資料5ページで1枚にまとめています。国内対策と輸入対策になります。平成13年9月に国内で1頭目のBSE感染牛が確認され、10月からは全頭検査を開始しました。その後、一度見直しを行って21か月齢以上になりました。これが平成17年8月ですが、見直しを行ってから地方自治体による自主検査という形で全頭検査は継続されてきました。そして、平成25年4月と7月ですが、食品安全委員会の評価を踏まえ、今回の見

直しを行うこととなりました。

SRMの除去ですが、平成13年9月に国内で1頭目のBSE感染牛が確認された後、除去と焼却が義務づけられました。そして、平成25年2月には、食品安全委員会の評価をもとに、30か月齢超という限定した形で頭部やせき髄を除去、焼却を義務づけるなどの見直しを行いました。

その他の動きとしては、平成13年10月に肉骨粉の完全禁止が実施された後、平成21年4月にピッシングが禁止されました。ピッシングとは、と畜・解体処理の段階で、生きていた牛を倒してとさつするわけですが、牛の血を抜く際に大暴れするので、動かないようにするために額にあいた穴からワイヤーを入れて脳、中枢神経系を破壊し、動くのを止めていたわけですが、血流に乗って異常プリオンが体内に広まる恐れがあるということで、世界的にも禁止されました。今もなお禁止されており、現在、世界でこれを行っているところはありません。

また、平成21年5月には、OIEという国際機関で、日本がBSEについて「管理されたリスクの国」と認定されました。日本のBSE対策に一定の評価を国際機関から受けたわけですが、更に平成25年5月に、OIE総会でBSEについて「無視できるリスクの国」、つまり清浄国という国際的な評価を受けたわけで、これを踏まえて今回の見直しとなりました。

一方、輸入対策ですが、日本が行っている輸入対策としては、BSE発生国からの牛肉の輸入を禁止しています。平成8年に英国産の輸入を禁止し、その後EUにBSEが広まったため、EU産についても輸入を禁止しました。米国やカナダについては、平成15年にBSEが発生したため、同じように輸入を禁止しましたが、国内の評価が終わった後に米国・カナダのBSE対策の評価依頼をして、20か月齢以下については輸入を認めても構わないという評価結果をもらったので、この時に米国・カナダについては20か月齢以下の輸入を解禁しました。そして、平成25年2月には、評価を踏まえてアメリカ・カナダについて30か月齢以下に引き上げ、フランス、オランダについても輸入を限定的に解禁しました。

では、再評価実施の経緯についてお話しします。毎年、約120万頭がと畜場でとさつされ、そのすべてがBSE検査を受けていました。このうち、と畜場でBSEが見つかったのは、21頭になります。残り15頭は農林水産省で行っている死亡牛検査で見つかったもので、合計で36頭になります。これが日本におけるBSE頭数ということになります。2009年以降、日本では確認されていません。

世界におけるBSE発生件数の推移ですが、1992年の37,316頭というのが最大の発生頭数ですが、ここをピークに年々減少していき、2013

年10月現在では4頭ということになっています。これは飼料規制が功を奏してBSEの発生が抑えられていると考えられます。

BSE対策の再評価についてですが、国内外の飼料規制等の対策の結果、BSEの発生数は大きく減少し、リスクが低減しました。世界では、1992年の約3万7千頭をピークに、2012年には21頭となり、そして国内では平成15年以降に出生した牛からは、BSE陽性牛は確認されていません。こうしたことや、平成13年10月のBSE対策開始から10年が経過したことを踏まえ、最新の科学的知見に基づき、国内検査体制や輸入条件といった対策全般の再評価を行うこととし、平成23年12月19日に食品安全委員会に諮問をしたという経緯になります。BSEのリスクが低減したことに応じて、BSE対策はどうあるべきかについて評価依頼したということになります。

次に、食品安全委員会に諮問した食品健康影響評価の内容です。大きく3本立てになります。1つめは国内措置の見直しで、2つめが輸入措置の見直し。これは米国、カナダ、フランス、オランダとあります。日本はBSE発生国からの牛肉の輸入を禁止しており、各国から解禁要請が来ていたわけです。こうした要請に対し、相手国のBSE対策が十分かどうかについての資料を要求するとともに、現地調査を行い、しっかりと管理ができているかを確認します。資料が整い、確認ができた国から見直しを行っています。こうした条件が整った国が、平成23年12月においてはこの4か国であったということです。そして3つめは、国内措置と輸入措置を終えた後、国際的な基準を踏まえ、さらに月齢を引き上げることができるかどうか、引き上げた場合のリスクについて評価依頼をしています。

食品安全委員会から、平成24年10月の1次答申ということで返ってきた内容は、国内措置については、検査対象月齢を20カ月齢から30か月齢に引き上げてもリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できるという評価です。またSRMの範囲についても、全月齢の場合と30か月齢超の場合のリスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという評価をいただいています。国境措置については、米国、カナダは20か月齢で、フランス、オランダは輸入禁止措置でしたが、リスクの差はあったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できるという評価です。SRMの範囲については、国内と同じ内容の評価をいただいています。

2つ目の2次答申が、平成25年5月に出されたわけですが、これは資料2の12ページにある1から4の根拠に基づいて、月齢を48か月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できるという評価をいただいております。

食品安全委員会は国内の組織ですから、国内における評価をするわけですが、

ＯＩＥという国際機関による評価についてお話ししたいと思います。平成２５年５月に無視できるリスクの国になったとお伝えしましたが、主な条件としては、１つめとしては、過去１１年以内に日本国内で生まれた牛でＢＳＥの発生がないことです。日本のＢＳＥ感染牛のうち、最後に生まれた牛は平成１４年１月です。平成２５年１月に１１年が経過し、条件がひとつ満たされました。２つめとしては、有効な飼料規制が８年以上実施されていることです。農林水産省の所管する法律に基づいた飼料規制が平成１３年１０月に開始されましたが、平成２１年１０月に起算して８年が経過しました。こうした条件を満たしたことから、平成２５年５月２８日のＯＩＥ総会において、日本を「無視できるリスク」の国に認定することが決定され、日本のＢＳＥ対策が国際的にも評価されたということになります。

こうした国内外の評価を踏まえたリスク管理措置の見直しについて、まず国内のお話をします。先ほどお話ししたとおり、それまでは検査対象月齢を２０か月齢超としていたものを、食品安全委員会の平成２４年１０月の１次答申で３０か月齢超としたわけですが、その後平成２５年５月に２次答申をいただき、これを踏まえて４８か月齢超に引き上げるという見直しを行い、平成２５年７月１日からは４８か月齢超についてＢＳＥ検査を実施しています。ＳＲＭの除去対象については、これまで全月齢の頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部でしたが、頭部、せき髄、せき柱については３０か月齢超、回腸遠位部と扁桃については引き続き全月齢という扱いになります。

月齢が４８か月と３０か月という形になり、分別管理が必要になってきました。ＳＲＭの除去については、３０か月齢以下の牛に限って、頭部、せき髄、せき柱が利用可能になりました。３０か月齢超は引き続き除去の対象です。また、ＢＳＥ検査については４８か月齢超の牛が検査対象であり、４８か月以下の牛については、検査をしないで流通させることが可能です。従って、３０か月と４８か月というポイントで分別をする必要があります。

そこで、厚生労働省において「ＳＲＭの管理及びＢＳＥ検査に係る分別管理ガイドライン」を自治体に通知しました。内容は、ＢＳＥ検査対象となる牛の分別管理方法についての規定や、３０か月齢以下の頭部及びせき髄、せき柱を食用にする場合の分別管理方法や汚染防止規定を加えております。この分別管理については、このあと県のご担当者からご説明があると思います。

次に、全頭検査の見直しについてです。平成１７年に厚生労働省においてＢＳＥ検査対象月齢を２０か月齢に引き上げていますが、その後も地方自治体において自主検査ということでＢＳＥ検査は全頭検査が続いていたわけです。

こうした中で、厚生労働省と農林水産省が協力して取った対応ですが、国産牛肉が科学的な知見から安全だという判断が出されているにもかかわらず、公

費により全頭検査を継続することは、検査をしていない牛肉は危険であるという誤ったメッセージにつながる恐れがあります。また、一部自治体が全頭検査を継続した場合、食肉の市場に検査実施と検査未実施の牛肉が混在することとなり、混乱を招く恐れがあります。こうしたことを踏まえ、食品安全委員会の2次答申、48か月齢超の評価を受けた検査対象月齢の見直しが行われるまでには、全自治体で全頭検査を一斉に見直そうということで、平成25年4月に全国一斉に全頭検査を見直すよう依頼する通知を厚生労働省と農林水産省の連名で発出したわけです。これは、地方自治体からも全頭検査を見直したい、そうした調整を国がぜひやって欲しいという声がありました。通知の発出についてはこうした背景があります。これを受けて、平成25年7月1日からは、全国一斉にBSE検査が48か月齢超に限定され、全頭検査が見直されたということになります。

全頭検査が見直されたわけですが、月齢が変わることによってどんな影響があるのかを見ますと、資料2の18ページ、月齢別のと畜頭数になりますが、見ていただきたいのが、点線で表示している和牛です。和牛の出荷適齢は30か月齢くらいです。ここまで肥育して出荷し、と畜処理されます。そのため、食品安全委員会の1次答申の結果である30か月齢で線引きをする場合、検査する牛としない牛がちょうど半分に分かれます。しかし、2次答申の48か月齢で線引きをすると、ピークは既に超えてほとんどの牛が検査対象月齢から外れます。線引きが30か月齢の場合、30か月齢以下の割合は61.5%、そして、30か月齢超のBSE検査をしなければならない割合は38.5%ということですが、48か月齢超にすると、BSE検査をしなければならない割合は17.1%で検査をしなくても良いのは82.9%となり、ほとんどの牛はBSE検査に回さなくて良いことになります。

ここまでが国内措置の話でしたが、ここからが輸入措置の話になります。

輸入措置の見直しは、米国、カナダ、フランス、オランダについて行いました。今年の1月31日までは、米国、カナダについては20か月齢以下、フランス、オランダについては輸入禁止の措置を取っていました。これを、食品安全委員会の答申を踏まえ、米国、カナダ、フランスについては30か月齢以下とし、オランダについては12か月齢以下にするということになりました。オランダは、食品安全委員会の評価においては30か月齢以下という評価をいただいておりますが、オランダ側の要望で、自分たちは子牛肉しか日本に出さない、オランダ牛肉の日本のマーケットでは子牛しか求めていないということで、12か月齢以下で良いという輸入条件を結んでおります。

SRMについては、従来はすべての頭部、せき髄、せき柱、回腸遠位部が除去の対象でした。こういったものが除去されずに輸入された場合、輸入条件違

反ということで輸入禁止措置を取ったこともありますが、今後は回腸遠位部と扁桃だけになるということです。以前、せき柱が混入した事件がありましたが、そもそも輸入できるのが30か月齢以下のみであり、せき髄、せき柱はSRMではないことから、現在では輸入可能になっています。今、ティーボーンステーキという形でせき柱がついた牛肉が売られ始めていますが、これは30か月齢以下の肉が出されているということです。

せっきくの機会ですので、米国、カナダのと畜場や食肉処理施設のお話をしたいと思います。30か月齢以下ということで輸入条件の緩和をしましたが、でも、では本当に適切な管理ができるのか、米国は過去に輸入条件違反をしたのではないかと不安に思われる方もいらっしゃると思いますので、ご説明します。

まず、見るべきポイントは、北米において、30か月齢以上と30か月齢未満の牛を区管理して処理できているかということです。これについては、歯列による月齢の確認、歯の生え方で確認ができます。ヨーロッパではトレーサビリティが入っていますが、入る前には歯列による確認が行われており、世界の共通認識として歯による30か月齢の確認は有効です。これは科学的な論文も出ており、これを否定する根拠は実はありません。アメリカやカナダのと場においては、歯列による30か月齢の管理が行われています。また30か月齢以上の牛にマーキングをし、それを日本に送らないようにするといったことや、専用の器具の使い分けといったことを行っています。

また、もうひとつ見るべきポイントは、SRMの除去、つまり扁桃、回腸遠位部、せき髄、せき柱の除去を行っていること。実際に現地調査を昨年12月に行いました。資料2の22ページですが、まず牛が入ってくる段階で、写真のような大きなトラックに乗って搬入されます。写真のように、と場の係留場所に牛が繋がれます。このときに獣医師が検査を行い、歩行困難であったり、BSEの疑いがある牛がいないかどうかといった確認をしています。また、一部の牛ですが、日本と同じように耳標をつけ、月齢の確認ができるものもあります。と畜場の中で生体検査、生きている牛の検査に合格した後、放血、つまり血を抜かれ、と殺されます。と殺する際に歯列の確認を行います。資料23ページに写真がありますが、左側が30か月齢未満の歯列ですが、乳歯しか生えていません。そして右側の写真の矢印の部分ですが、永久歯の第2切歯が生えてきて、これが確認できれば30か月齢以上であると判断します。また、放血後に牛の皮を剥ぐわけですが、月齢が分からなくならないように、30か月齢以上のものには「30」という判別スタンプを押します。また、ホワイトボード等を書いて、と殺した牛の数を分かりやすく管理しています。

次に頭部の除去です。体から頭を外して頭部の検査をします。この時、舌の検査をして舌扁桃がしっかりと除去されているかどうかを確認します。舌につ

いては日本にも輸入されて牛タンになります。

頭部除去の後、内臓を摘出します。この中で内臓検査を行い、肝臓、心臓、胃、小腸、大腸が食べられる部分として出てきますが、SRMである回腸遠位部はもちろん除去されますし、30か月齢以上については青い線でマーキングをつけてわかるようにして除去し、日本には送られないようにしています。

内臓を摘出した後は、背割りといって背骨を真二つに割ります。背骨、せき柱のことですが、背割りをする器具である背割り鋸は温湯で洗浄します。30か月齢以上の処理には色分けした専用器具を使用していると畜場もあります。これは米国国内の法律に基づくものではなく、米国から他国に出す牛肉に求められている管理です。

背割りの後、バキュームでせき髄を除去します。30か月齢以上のものを吸い取る機械は分別をしています。その後、枝肉検査として、せき髄が十分に除去されているかを確認します。

皮が剥がれ、内臓が取られて枝肉という形になるわけですがけれども、枝肉の月齢管理ができていのかどうか重要です。これは、タグをつけて枝肉の識別管理を行っております。30か月齢以上のものを日本に送らないように、30か月齢以上のせき柱を塗料で染色します。

その後、枝肉を洗浄して冷凍保管するわけですがけれども、枝肉をレールに吊り下げて保管します。日本のと畜場よりもアメリカのと畜場はかなり広くて、30か月齢以上の枝肉は専用のレーンに保管して、間違っって日本に送ることのないようにしています。

その後、枝肉がカット場に行き、肉から骨を外し、ブロック肉ごとに分けて日本に輸出できる形に加工します。その際はグレードチェンジといって、30か月齢以上と未満とを切り替えできるように、例えば、だいたい米国は三交代制で食肉処理作業を行います。30か月齢以上の枝肉はその日のシフトの一番最後のところで処理をすることで、間違いがないようにしています。せき柱とそれ以外は仕分をしたうえで、せき柱は廃棄され、肉はベルトコンベアーで搬出されてパックされます。

パックされた肉は表示ラベルが付けられ、ラベルの管理も鍵のついた保管庫でなされていますが、責任者がラベルと中身が合致しているかどうか確認してからラベルが貼られます。日本向けのラベルは、記号や線の色でわかるようになっており、輸出向け、月齢区分等により製品コードを分類しています。これが米国、カナダの現状になります。

最後に、対策のまとめになります。BSE検査については、20か月齢以上で実施してきたものを、平成25年4月から30か月齢超に引き上げ、さらに2次答申を踏まえて7月からは48か月齢超になりました。資料2の30ペー

ジで食肉検査と書いてあるのが、と畜場で実施しているBSE検査になります。これは他の国では行っておりません。米国、カナダはと畜段階では行っていませんし、国際機関であるOIEも、BSEスクリーニング検査を求めてはおりません。あくまで大事なのはSRM除去になります。EUについては、これまでは72か月齢超ということだと畜時のBSE検査を行ってききましたが、欧州委員会が、今年2月下旬から3月上旬以降は、加盟国の判断で健康牛のBSE検査を廃止しても構いませんと発表しました。現に、廃止している国もあります。

発生状況調査については、いわゆるサーベイランスというもので、農場の段階で死亡している牛について検査をしているものですが、これは日本では24か月齢以上について実施しており、これは引き続き実施していきます。

SRMの除去については、食品安全対策として世界各国で行われています。日本で変更があった30か月齢超の頭部、せき髄、せき柱という基準ですが、これについては米国、カナダ、OIEの基準とほぼ同じです。

なお、各国から日本に入ってくる牛肉の条件ですが、米国、カナダ、フランスについては30か月齢以下の牛肉及び内臓、オランダについては12か月齢以下の牛肉及び内臓です。SRMの除去対象についても、扁桃、回腸遠位部については全月齢が対象となっています。これが輸入条件として結ばれています。資料では参考資料がついております。この後の質疑において必要があれば使用したいと思います。ご清聴ありがとうございました。